

No. 1

件名	熊本地震災害義援金の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 支給台帳の作成に際し、支給対象者が重複していたことの確認が漏れたため、義援金を過大支給したもの ＜対象者 1世帯 過大支給額 34,179円＞</p> <p>(原因) ・処理手順の不徹底 ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還していただきました。 今後は、本来の手順に従い複数の職員による確認を徹底します。</p>
担当	健康福祉政策課 電話 096-328-2972

No. 2

件名	非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給において、対象者データに誤りがあり、A氏に支給すべき同給付金をB氏に振り込んだもの ＜対象者 1世帯＞</p> <p>(原因) ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、早急にA氏への振込みを行いました。誤って振り込んだB氏についても支給対象者であったため、手続きの案内を行いました。 今後は、対象者データの作成について作業手順を再点検し、確認作業を徹底します。</p>
担当	健康福祉政策課（臨時特別給付金PT） 電話 096-328-2340 東区役所保護課 電話 096-367-9129

件名	非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給において、当該給付金の受給を辞退した方に対して、誤って振り込みを行ったもの ＜対象者 1世帯＞</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、経緯を説明し返金いただきました。</p> <p>今後は、マニュアルの周知徹底を図るとともに、受給辞退者の書類の取扱方法を新たに定め、支給審査のフローチャートの再確認を行います。</p>
担当	健康福祉政策課（臨時特別給付金PT） 電話 096-328-2340

件名	非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給においては、支給対象となる可能性のある世帯に対して、申請書類を送付しているが、誤って支給対象とならない課税世帯に対して申請書類を発送したもの ＜対象世帯 7世帯＞</p> <p>(原因) ・ システムの設定に関する確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、経緯を説明し、誤って送付した申請書類を破棄いただきました。</p> <p>今後は、新たな申請書類の発送はありませんが、同様の給付金事務が発生したときに備え、記録としてまとめるとともに、課内での情報共有に努めます。</p>
担当	健康福祉政策課（臨時特別給付金PT） 電話 096-328-2340

No. 5

件名	令和3年度子育て世帯臨時特別給付金の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 子育て世帯臨時特別給付金の支給において、対象世帯の所得超過により不支給決定を行った世帯に対し、誤支給したものと <対象者 1世帯></p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、経緯を説明し返金いただきました。 今後は、マニュアルの再点検を実施し、担当者の知識を深めることで確認作業を徹底します。</p>
担当	健康福祉政策課（臨時特別給付金PT） 電話 096-328-2340

No. 6

件名	小児慢性特定疾病医療費の手続き案内の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 小児慢性特定疾病医療費支援制度において、受給対象年齢を過ぎておりの方に対し、年齢の確認を怠り、受給のための自己負担上限月額の変更手続きの案内を誤送付したものと <対象者 1名></p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者に不要な手続きをご案内したことをお詫びしました。 今後は、案内文作成のためのシステムに対象年齢のチェック機能を追加するとともに、必ず複数の職員で確認を行います。</p>
担当	子ども政策課 電話 096-328-2156

件名	法定外公共物（土地改良財産）占用料の徴収漏れ
概要・原因	<p>（概要） 当課が占用許可を出している物件（電力柱）について、台帳への登録漏れにより占用料を徴収していなかったもの <対象物件 2件 未徴収額 6,300円></p> <p>① 令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）分 2,800円</p> <p>② 令和元年（2019年）10月～令和3年度（2021年度）分 3,500円</p> <p>（原因） ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、未徴収分については遡及して請求を行うことを説明し了承いただきました。</p> <p>今後は、占用許可手続きにかかる決裁において占用料の有無にかかわらず、管理部署でも確認を行い、二重チェックを徹底します。</p>
担当	北東部農業振興センター基盤整備課 電話 096-272-1145

件名	住民票の誤交付
概要・原因	<p>（概要） 住民票複数枚の請求において、同時刻に住民票発行を請求し、キャンセルを申し出た別人の住民票が一部混入し誤交付したもの</p> <p>（原因） ・処理手順の不備 ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、住民票の回収を行いました。</p> <p>キャンセル時の処理手順が不明確であったため、今後は業務マニュアルに手順を明記し、周知徹底を図るとともに、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所区民課 電話 096-328-2245

件名	転出証明書の紛失について
概要・原因	<p>(概要) 通常2枚一組で出力される外国人を対象とした転出証明書の一部を紛失したもの</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者には再発行のうえ交付しました。</p> <p>今後は、転出証明書発行の際、証明書の内容や枚数の確認を厳重に行うとともに、証明書のお渡しの際にも再度内容の確認を行います。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所区民課 電話 096-328-2242

件名	重度心身障害者医療費助成金の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 重度心身障害者医療費助成において、申請書に添付された領収書の写しの確認漏れにより過少支給となったもの <対象者 1名 過少支給額 5,000円> ※令和3年(2021年)7月分</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過少支給分については追加支給を行いました。</p> <p>今後は、同様の確認漏れが発生しないよう担当者への研修を行うとともに、領収書と申請書の確認手順を見直します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所福祉課 電話 096-328-2313

件名	年金生活者支援給付金の収入認定漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 年金生活者支援給付金受給状況の確認を遺漏し、収入認定処理を誤ったため、保護費を過大支給したもの ＜対象者 1名 過大支給額 30,180円＞ ※令和3年（2021年）9月～11月分</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還対象となることを説明し了承いただきました。</p> <p>今後は、処理事項を台帳へ確実に記載するとともに、収入申告書の記載内容と実際の認定状況について、担当者と査察指導員での確認を徹底します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所保護第一課 電話 096-328-2320

件名	住宅扶助費の認定誤りによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 世帯員数が増減した際、住宅費認定額の変更を遺漏したため、保護費を過少支給したもの ＜対象者 1名 過少支給額 74,800円＞ ※令和2年（2020年）2月～令和3年（2021年）11月分</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過少支給分については追加で支給を行いました。</p> <p>今後は、世帯員数の変動時には必ず住宅費基準の変動も台帳に詳しく明記します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所保護第一課 電話 096-328-2320

件名	り災証明書の誤交付
概要・原因	<p>(概要) り災証明書の発行を依頼したA氏に対し、同姓同名のB氏の証明書を交付したもの</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不徹底 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、A氏に対しては正しいり災証明書と差替えを行いました。</p> <p>今後は、マニュアルに沿って出力時、交付時の確認を徹底します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	東区役所福祉課 電話 096-367-9127

件名	児童扶養手当の支給漏れ
概要・原因	<p>(概要) 児童扶養手当において、受給者から現況届が提出されていたにもかかわらず、手当台帳への更新処理がされておらず、その後の確認においても見落としがあったため、支給漏れが発生したもの <対象者 3名 支給漏れ額 368,980円> ※令和3年(2021年)11月分~12月分</p> <p>(原因) ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、未支給分については追加支給することを説明し了承いただきました。</p> <p>今後は、入力手順書に沿って確認を徹底します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	東区役所保健子ども課 電話 096-367-9130

件名	完成検査結果通知書の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 工事検査後の完成検査結果通知書を送付する際、同封すべき「工事成績評定点通知書」及び「項目別評定点」について、A社及びB社に互い違いに送付したもの</p> <p>(原因) ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、誤発送の経緯を説明し、正しい通知書をお渡ししました。 今後は、複数の職員で封入物の確認作業を徹底します。</p>
担当	南区土木センター維持課 電話 096-357-4877

件名	令和2年度就学奨励費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 就学奨励費の請求において、通学費単価表の該当箇所を見誤ったため、過小支給となったもの <対象者：1名 過小支給額 16,544円></p> <p>(原因) ・単価表の見間違い ・確認不足</p>
対応	<p>対象者へお詫びするとともに、過少支給分については追加で支給を行いました。 今回の事例について全小中学校へ情報共有し、学校内でのチェック体制を確立するよう指導するとともに、「事務処理の手引き」等の内容を充実し、正しい事務処理方法について周知徹底します。</p>
担当	<p>教育委員会総合支援課 電話 096-328-2743 熊本市立藤園中学校 電話 096-353-6417</p>